

## 新たな化学物質の規制について

2024.6.10

金属表面処理課 東山

お疲れ様です。

今回は、新たな化学物質の規制に関するこ<sup>ト</sup>とについて紹介します。

労働安全衛生規則等が改正され、その内容の一部として2024年4月から化学物質を取り扱っている各企業に対し、「化学物質管理者」「保護具着用管理責任者」の選任が義務付けられました。

また、「化学物質管理者」「保護具着用管理責任者」の選任は、それぞれ専門的講習を修了していることが要件として求められています。

### ○化学物質管理者の職務

- ・ラベル・SDS等の確認
- ・化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択
- ・化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知
- ・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応 等

### ○保護具着用管理責任者の職務

- ・有効な保護具の選択
- ・労働者の使用状況の管理
- ・その他保護具の管理に関わる業務 等

### 選任義務化の背景

化学物質を原因とする休業4日以上の労働災害は、全国で年間450件程度で推移しているそうです。

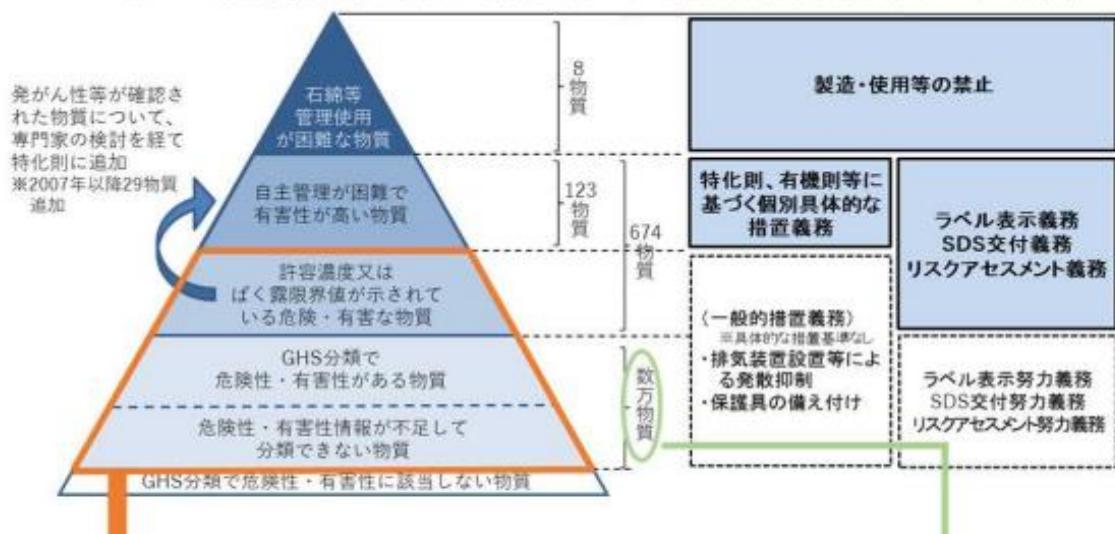
時代の進展と共に化学物質数は増加の一途を辿り、現在の日本で工業的に使用されている物質の数は数万物質あると言われています。

これまで化学物質の取り扱いについては、有機則・特化則・毒劇法等で定めた特定の化学物質に対して、政府主導の個別規制が行われてきました。しかし化学物質による労働災害の多くはこの特別規則の規制対象外の物質によるものだそうです。

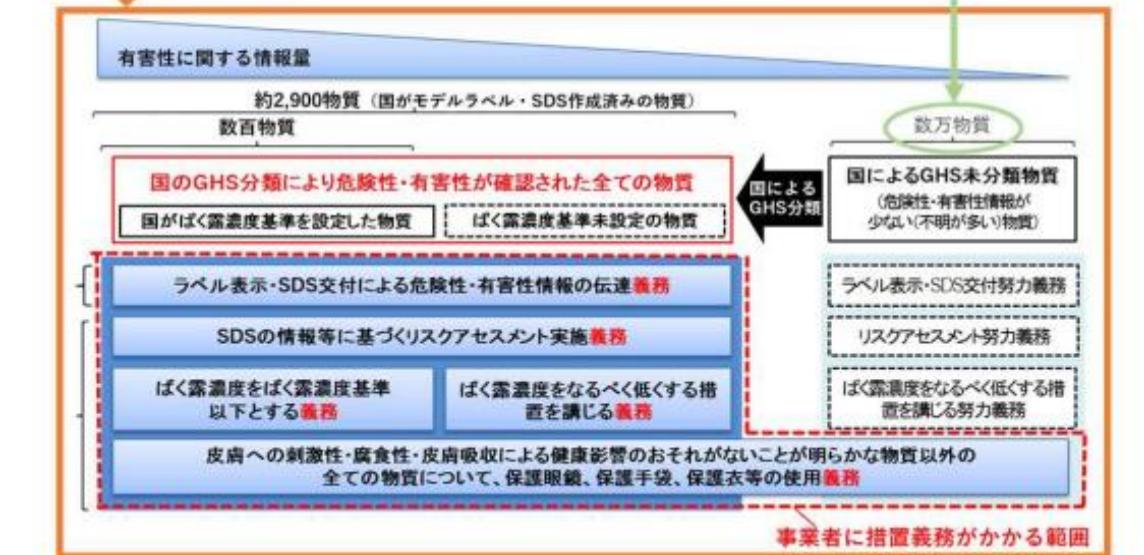
原因として、そもそも労働災害防止を目的とした措置が規制されている物質の数が、数万物質の中で100物質程度しかなく、それに加え各企業も、とりあえず規制されている物質を対策していればよいという認識があり、それ以外の物質に関しては危険性・有害性があるかどうかに関わらずおろそかにされているということが挙げられています。

そこで、各企業で「化学物質管理者」「保護具着用管理責任者」を選任し、自分達が使用している物質に対して、どのような危険性・有害性があるかを自分達で確認し、どのような使い方をしてどのくらいのリスクがあるかを自分達で判断し、その結果に対する措置をどのようにするかを自分達で決めることが求められるようになりました。

#### <これまでの化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



#### <見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



事業者に措置義務がかかる範囲

※厚生労働省より

自律的な管理が今後の規制の軸になり、主体的な取り組みが求められるようになります。これから日々の作業の中で手間の増えることがあるかもしれません、ご協力をお願いします。